

令和3年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和3年12月21日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時56分開会した。

1. 開 議 令和3年12月21日 9時57分

1. 閉 議 令和3年12月21日 11時12分

1. 延 会 令和3年12月21日 11時12分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務局 主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

- 日程第1 議案第95号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 日程第2 議案第99号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について
- 日程第3 議案第82号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第83号 専決処分の承認について
- 日程第5 議案第84号 専決処分の承認について
- 日程第6 議案第85号 土地の処分について
- 日程第7 議案第86号 事業委託に関する協定の一部変更について
- 日程第8 議案第87号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第88号 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第89号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第90号 白浜町国産材需要開発センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第91号 白浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第92号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第93号 白浜町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第96号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第16 議案第97号 令和3年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第17 議案第98号 令和3年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第18 報告第11号 第53期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第17

1. 会議の経過

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第4回定例会4日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日、延会後に議員懇談会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第95号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定について

○議長

日程第1 議案第95号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第7号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第95号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

(2) 日程第2 議案第99号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について

○議 長

日程第2 議案第99号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第99号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

（3）日程第3 議案第82号 専決処分の承認について

○議 長

日程第3 議案第82号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

3番 廣畑君

○3 番

過日の全員協議会でも、いろいろお聞きしたんですが、十分な回答が得られませんでしたので、このことについて再度お聞きしたいと思います。

まず、この中身について、人事院勧告の白浜町での職員の給与等に関する、費用弁償に関する条例の一部改正については、県内の他の自治体で専決処分をせずにですね、臨時議会などで議決をしたという自治体があるように思いますが、幾つぐらいあったのか郡内ではどうだったのかお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

今廣畑議員より、人事院勧告に基づくものが専決だったのか臨時会を行って議決いただいたのかというご質問です。

周辺の市町で知っている範囲でお答えさせていただきます。田辺市については、専決では

なく11月議会ですのでそれまでに議案を提出することができました。また、定例会の方です。上富田町の方は、臨時会を行ったという話は聞いています。白浜町においても11月18日に全員協議会でご説明しました。その中でも廣畑議員からどのような形で専決になるのか、臨時会は開催しないのかというご質問があったかと思えます。日程的に11月18日に全員協議会をさせていただいたときも臨時会を開催させていただきいとまがないという説明をさせていただきました。

理由として、議会運営委員会で臨時会を諮り、臨時会までの日数というのが議会運営委員会から臨時会が大体1週間ちょっとかかります。ただ臨時会の日程を議長または議会のほうで調整させていただく日にちを含めましたら、1週間ではできず2週間、3週間というような日数がかかることを、そして、またこの人事院勧告の件については職員組合との交渉事となっているので交渉なしに臨時会の招集を行うことができなかつたということも含めて時間的な余裕がないということで、今回も専決処分とさせていただいたところです。

以上です。

○議 長
3番 廣畑君

○3 番

去年は、総務課長かな、副課長と、こうした法案、議案についての専決処分について、懇談を申し入れました。

今回もということなのですが、やっぱりこの法律、地方自治法179条の3号で制度の趣旨を逸脱することがないようにというようなことではありますが、今までですね、招集するいとまがないときというのはですね、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとこのように改めたとそういうふうに議員必携でも書かれていますし、いわゆる逐条解説にもあると思います。そういうふなことで、もしこうしたことがですね、専決処分によって受けた住民の利益を害するというふうなことになるわけなんです、こうしたことについて、どのように、いとまがない、時間的余裕がないということについてはですね、2週間、3週間と課長言われるけれども他の町村でできてですね、臨時議会を開いて白浜町が開けないというその2週間、3週間の中でですね、できないというふうなことはないんじゃないかなと思いますし、専決処分の趣旨に基づいてですね、どのように考えておるのか、例えばこの2週間の中でもっと努力をせなあかなんだんちやうんかなというふうに思いますが、そういう点どうでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

廣畑議員のほうからご質問いただきました。

住民の利益を害するという発言があったんですが、今回の専決処分によってそういう例もあるかも分かりませんが、今回人事院勧告で職員の給与ということですので、今言われたようなことには害するものではないと考えています。

また、日程的なものも先ほどの答弁の繰り返しになるかも知れませんが、2週間、3週間というところで努力というお話がありましたが、職員組合との協議というのは必須になってますのでそこをきちんと詰めないで、先ほども言ったように妥結をしない前に臨時会

の日程等を決めて事後でそういうふうな会議を持つということはいかがなものかと思ひます。

他の市町で専決処分をせずに臨時会かけたところのことも言われましたが、その町それぞれのやり方といおうかルールがあると思ひますので、議会運営委員会せずにいきなり臨時会をかけるところもあるかも分かりませんが、白浜町の議会との申合せといおうか協議内容で今までどおり、やはり臨時会の日程を議長と相談させていただいて、議会運営委員会、臨時会という時間を考えれば、今回も専決処分が妥当だったと判断したところです。

以上です。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

この議員必携の中です、不承認となった場合の効力ということで処分によって受けた住民の利益を害し、行政そのものの安定性が損なわれることになるという記述があります。やっぱり、住民の利益、今回の専決処分について職員の利益、住民であります、職員の利益が損なわれるというふうなことであります。それから、やっぱりこの職員の皆さんのです、公務員の期末手当をカットするというふうなことはです、購買力が落ちて町内の景気に与える影響が非常に大きいというふうにも思ひます。やっぱりそのことでもあります、専決処分の取扱いについてです、もっと慎重に早くできるように組合との交渉については、僕らが言って云々することはないんですが、やはりもっと速やかにです、交渉しながら取り組んでいただきたいと思ひます。一つは、この専決処分の在り方について研究をしてですね、今後是正をしていただきたいというふうに思ひますがいかがですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

廣畑議員からのご意見も踏まえまして、議長並びに議会運営委員長ともご協議させていただいて、議会との協議した中で決定していきたいとこのように考えています。

○議 長

暫時休憩します。

（休憩 10 時 09 分 再開 10 時 10 分）

○議 長

それでは、再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

質疑を閉じることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

この条例の改正に反対の立場で討論を行います。

一つは、私、質疑の中でも申しましたが、本当に議会を招集する時間的余裕がなかったのかというふうなことであります。このことについては、ぜひ課題として取り組んでいただき

たいというふうに思います。それから、先ほども申し上げましたけれども、地方自治法179条専決処分は住民の利益になることが前提となっていることは解説書などを読めば明らかであります。そういうふうなことで、猛反対であります。

また、コロナ禍の中でですね、職員の皆さんの仕事ぶりはよく頑張っておられるというふうなこともあります。今までにない昨年度からのコロナ禍の中で本当に一生懸命頑張っておるなあというふうなことであります。そういう中で公務員の期末手当をカットしたら、購買力が落ちて町内の景気に悪影響を与える、これは火を見るよりも明らかであります。そのほかにもですね、国も補正予算なども組んで住民、事業活動それからそれぞれの困窮者などへの支援、こうしたことを取り組みながらですね、逆に公務員の期末手当をカットする、こういったことはあり得ないことでマイナスの意味だなというふうに思います。こうした公務員の期末手当、給料を下げ、民間はそれに従い賃金を下げる、購買力が落ち景気が悪化する、このような悪循環というふうなことが行われてきましたけれども、こうしたことはさらに国民の期末手当をカットする、さらに深めていく悪い方向にいくというふうなことがあるので反対をしたい、このように思います。

以上です。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(省略の声あり)

○議 長

省略の声がございますので、省略いたします。

○議 長

討論を終結します。

これより、議案第82号について採決いたします。

議案第82号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第82号は原案のとおり承認されました。

(4) 日程第4 議案第83号 専決処分の承認について

○議 長

日程第4 議案第83号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第83号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり承認されました。

(5) 日程第5 議案第84号 専決処分の承認について

○議 長

日程第5 議案第84号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

一点、ちょっとお伺いをしたいと思います。このことについて町の管理責任を担当課がいわれてもまあまあ辛いところがあるなど、四六時中こういった道のところに監視カメラ等が設置されておれば、こういう状態が具合悪いかどうかというのが判断すぐ分かるわけでありまして、今回については致し方ないかなと思います。それでちょっと教えていただきたいんですが、こういった事故がありましたら参考資料の12ページでありますけれども、これは町の管理責任を、今まででしたらこういったところで怪我をされたとか傷がついたとかいうので、大体町負担がゼロ対100というような形のケースが多いと思うんですけれども、今回相手方が20%となっているのは、どういうふうな部分が相手方が20%になって8対2になったんかちょっと教えてもらえたらなど。通常でしたら大概町がほぼ100というような形だったと思うんですけれども、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外(建設課長)

ただいま、溝口議員からご質問いただきました。

過失割合の相手さんの20%というところについてのご質問なんですけれども、今回の町道吉田線の事故の発生場所というのがちょうど直線の区間でもありますし、また事故発生当時というところにつきましては、夕方の5時でまだ明るい段階、そして写真にもありますように白線より少し、白線から内側に入ったところで起きてる、何故その端を通らなければいけなかったかというようなこともございまして、またそういう対向車とかあったんかどうかというのもドライブレコーダーとかそういうもので確認ができればよかったです、そういうのが明確ではなかったことを鑑みて総合的な判断として、過失割合相手さんに2割相当が妥当であるというふうな判断を保険会社のほうもされたことによって、交渉に至りました。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

分かりました。これで示談が成立したということですが、相手方もこれでええと、当然こうなったから今議案提出されていると思うんです、専決でやられていると思うんですけれどもということによろしいんですね。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

その通りです。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第84号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり承認されました。

（6）日程第6 議案第85号 土地の処分について

○議 長

日程第6 議案第85号 土地の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 正木君

○5 番

これ意見じゃないんですけれども、今、庄川久木線ですか。県の工事の中に町有地を官地を払い下げるというのかな、譲渡するというのか、そういう格好になると思うんです。今、進捗はどういう具合で白浜からいつているのが何割、日置の久木からどのぐらいの割合で動いてるんですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

まず、進捗率についてお答えさせていただきます。用地買収も含めて令和3年の11月末時点で約60%ということで、議員からご質問いただきました庄川のほうからと久木のほうからのどれぐらいかというのは、ちょっと持ち合わせてないので申し訳ございません。きちんと調べた上でまた答弁させていただきます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

素人で申し訳ないんやけども、一番尾根っていうんかな、高台っていうんかな、そこがやっぱり難航になると思うんやけどもお互い両方からこう来てるんでしょ、庄川からと久木からと。その間の中の部分やはり相当谷あり山ありの中でルート設定は恐らく地図を起こしてると思うんですけども、実情は難攻不落という具合に難しい部分ですか。それか民地の部分はそこらにあるんですか。そこらいかがですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま正木議員より質問いただきました。

今、両側から庄川地区久木地区のほうから工事は進んでいるんですけども、特に久木地区のほうについては用地買収のほうもスムーズにいったですね、そちらのほうの工事がメインになってきております。庄川地区も並行してやっているんですけども、やはり用地買収が済んでないところが途中にあれば奥向いていけないというのもありますので、そこが少し難航しているところ。そして、ルート選定というところで昨年ですけども、最初は尾根を全部登っていくような構造だったんですけども、昨年ルート変更でトンネルに変えました。そして、トンネルに変えますと今度小口の入り口のところ、山の入り口のところはそこだけの用地買収でトンネルの山の真ん中というのは要らなくなってきましたんで、そこについて今どんどん発注していく、またいけてる状態であります。

○議 長

5番 正木君

○5 番

もう最後にしますけど、今60%いうこういう現況あったと思うんですけども、目途としてあとどれくらい10年、20年かかるんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

明確なお答えはなかなか、県事業でもありますし、ここでお答えするわけにはいかないかと思うんですけども、今の予算状況のつき具合とかそこを鑑みますとそこまでもかからないのかなというのは私の率直な意見です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

この参考資料の図面の中で、黄色の部分の中でいわゆる立木の関係で雑木であるのかそれとも植林地であるのか、それも含めてですけれどもこれだったら土地の値段ということだけだというふうに思うわけですが、その点の解釈の違いはここには記載されていないんですけども、この点についてはいかがですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいまの楠本議員のご質問ですけど、立木等の保証につきましては当然植林もございまして、雑木といいますより植林に対するスギ、ヒノキ等に関する立木補償というのは当然できておりますし、また果樹とかがあればそういうところも補償対象となってきております。

そして、一応この現物にはないんですが、地上権の設定とかそういうこともありますので、今回、白浜町有地の用地購入というところで提案させていただいております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

地上権の、いわゆる町が貸して、個人に貸して、植林をしているということもあるということですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ちょっと確認させてください。多分、恐らくあったと思うんです。私の管轄では。ちょっとお待ちください。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

この点については、地上権の部分については、今、地上権を持っている人が散在しているからおかしいんですけども、所有権が個人となっている人からいろいろあると思うんです。これはどこでも一緒なんですけれど、そういうところも含めて後からそごのないように十分配慮していただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 10 時 26 分 再開 10 時 28 分)

○議 長

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第85号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第86号 事業委託に関する協定の一部変更について

○議 長

日程第7 議案第86号 事業委託に関する協定の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第86号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第87号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定について

○議 長

日程第8 議案第87号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 南君

○6 番

資料がないので分かりにくいのですが、八つの白浜町管理漁港施設って書かれてますけれど、例えば、網不知漁港がどこまで入るとか、福菱さんとか前の古賀の井さんのあの辺まで入るんか、あるいは川久さんの両側っていうんですか、坂田の方面も入るんか、あるいは、私瀬戸に住んでいるんですけど、瀬戸漁港にしても貝寺から降りてきたところに小さな公園っていうんですか、前のゲートボール場あるんですけど、そこもなんか漁港施設で漁協に管理を任しているっていうことも聞いております。あるいはまた、湯崎にしてもあの工事は湯崎漁港と整備事業の一環でできたと思うんですけども、あの広場、駐車場とかいろいろ使ってますけどどこまで入るのか、あるいはまた、見草の漁港にしても埋め立てた広場も入っているのか、その点ちょっと分かりにくいんですけどそういう説明はできるんですか。なんかこうアバウトっていうんですか、漁港っていうのは大体分野領は分かりますけど、どこからどこまでっていう範囲が分かりにくいんでその点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず漁港というのには、漁港区域ということで、区域をまず告示なりしてその施設ができたときに区域をまず決めます。そして、その区域の中で町の漁港施設そういったものもありますし、水域、水面ですね、こういったものもありますし、それがそれぞれ漁港区域の指定の中でそれぞれの法律なり何なりの適用が違ってまいります。私どもが今回漁協さんをお願いするのが町有漁港施設とということで、漁港施設というのもあらかじめそういった法律の中で、例えば泊地であったり、泊地というのは船を泊めるところです、防波堤であったり、あとはいろいろあるんですけど、たくさんそういった施設がある中でその施設を漁協さんに今回管理していただくということになります。その区域というのは、告示なり何なりで元々その設定時に決められてますので、この係船を泊めるところは平成16年に白浜町の場合告示されているんですけど、すべてのポイントを図面におとしてここからここまでは漁港の区域、範囲内である。そして、その中でこういった船を泊めるといいますか、プレジャーボート等は泊めるの認めるのはこの区域であるというような告示がされてございまして、そういった告示なり施設の中で管理運営をしてまいりますので、なかなか一概にぱっと見てここからここまでがその施設であってというのが非常に分かりにくいというふうな状況になってございまして、そういったものは図面におとしまして指定管理者のほうと十分協議をした上で運営をしてまいりますので、特に運営上は問題ないというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

6番 南君

○6 番

そしたら、その指定管理料として係船料の9割をこれどこからどこまでの管理か分かりにくいにお金を出すというのもおかしいのではないですか。

その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

どこからどこまでというのは、私どもと相手方との話の中でそのエリアは確認してございますのでおかしくはないと思っていますんですが、特に係船を泊めているところではお金をいただいているというのは綱不知漁港と見草漁港だけなんです。で、ほかの施設のところはお金までいただいているはないんですが、それぞれの漁港管理施設を維持していただいているというような格好になってございます。

○議 長

6番 南君

○6 番

前から、私、湯崎漁港の浮棧橋のことも言ってるんですけども、ここは完全にあの浮棧橋港内ですわね。この資料見たらあそこ港内に入ってるのは歴然たる事実じゃないですか。それを除外してるんでしょ。あそこは、浮棧橋。これで今日はでてきたこの資料と現実と違いますわね。それはどういうふうに説明なさるわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

厳密に申しますと、湯崎の漁港内で指定管理をしている中であそこの部分は除外するというふうなことになるんですけど、ただあの部分で係船料が発生するとか許認可権が発生するというふうなものはございませんので、特に問題がないと思ってございます。

○議 長

6番 南君

○6 番

ちょっとくどいようですけど、あそこはそしたらこの22ページ、漁港施設には入らないわけですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁港施設には入ります。

○議 長

6番 南君

○6 番

漁港施設には入るけども、あそこを掃除したりするのは別のときの予算でいつもできてますわね。

その点、矛盾はないですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当初、その辺の取扱いについて非常に矛盾点というのはあったことは確かです。私もやっていく中で、本来漁港施設であるのにフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理の中の業務に含めているというふうなこともありましたので、これは非常によろしくないなあというこ

とで、その辺はフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理更新の際にいろいろ整理をさせていただきました。

今回、大規模に修繕を行わなければならない場合とか、当然それは私どもがこの施設の小規模修繕、大規模修繕の中で白浜町が維持しますし、通常の維持管理を行っていく中では、漁業組合のほうにお願いをしているんですけど、ただそこで費用が発生するような修繕や損傷、清掃活動につきましてもそういった場合は白浜町が負担すべきということになりますので、特段問題はないと思っております。

○議 長

6番 南君

○6 番

もう1点だけ。23ページの3の指定管理料の額で書いてますけど、漁港施設使用料の9割、これ今までも質問してきたんですけど、このお金はどこに使ってもいい、お金に色はついていないので、どこに使ってもいいという答弁をなさってるんですけど、運営費に使ってもいいということなんですけども、例えば漁協の放流の不正使用があって自主返還を受けてますよね、毎年200万円前後やったですかね。理屈からいうたらどんなことに使ってもいい、運営費に使ってもいいってことはこの係船料の幾らかを自主返還のお金に使ってもいいと、そういうふうな解釈もできると思うんですけど、それでよろしいんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

本来でございましたら、当然この指定管理施設を維持していく中でいろんな費用が発生してございますので、恐らくそこに基本的に充当していくというふうに考えてございますが、制約上で申し上げますと丸々その金額を私どもの返還金に使うことは問題ございません。ただ、そうした場合に通常の維持管理、例えば清掃していただいたりそういったときの人件費なりをどうするのか、通常の維持管理をしていくときの人件費をどうするのか、そういった部分には漁業自体が自ら出さなければいけないということになってまいりますから、そういった面では通常の維持管理とか人件費のほうに充てられているというふうに解釈してございますし、漁協からの実績報告の中でも人件費に充てていると。それから切手代やゴミの処分代とかゴミ袋、そういったものに充てるということで収支報告が出てきてございます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

この案については理解してるんですけど。古守課長、先ほど網不知湾の部分で言及されてたんですけど県の指定の避難港にもなっています。その中で不法係船っていうんですか、横浦、霊泉も含めて、不法係船が防災上に相当悪影響をというデータ出てます。そして、例をとれば向いの新庄漁協が文里のあそこへ相当なお金をかけて県費、国の中でポンツーンという部分を整備されてます。そういう部分でね、やはり防災上からも含めて港湾、この和歌山南漁協には反対するもんじゃないんですけども、やはり行政のほうできちっと指導をして港湾を整備する。いうたら古賀の井の下のポンツーンでも一例ですよ、文里湾の新庄漁協が指導して整備したというように聞いております。ですから、白浜町も、町長ね、和歌山県の避

難港でありながらもあちこちのまして綱不知湾、きちんと県も国も含めて要望していただきたい。不法係船、この間も相当処分したらしいんです、田辺湾、文里湾。そこらも含めてね、防災上も兼ねてますんで港湾整備どうぞ一つ尽力していただければ有り難いなど、このように思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

正木議員からのご意見というのはごもつともだと思いますし、県のほうからもいろんな指導ですとかいろいろ特に不法係船ですね、そういったものも。所有者が分からないような不明なところも、かなり整備をしてきたんです。それでも、まだまだ十分じゃないかもしれませんけれども。ここは県とか国にも力を借りて要望してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

2番 楠本君

○2番

参考資料の23ページ、4の経費の負担の中で安全衛生管理についてちょっとお伺いします。

見草湾についてはボランティアの方々が美しく整備をしてくれております。その中で祝日、祭日になったらかなりの人が釣り客も含めていわゆる漁協関係者の遊漁船ですか、その人らがかなり来ます。その中で便所はかなりキャンプで難しい話やと思うんやけども、指定管理するほうが管理者のほうになってます。そういう中で簡易トイレでもしてもらえんかなあというふうな要望があるわけなんです。山側いうたらとてもとてもゴミを拾うというような状況になってないということありますんで、そういう今すぐとは言いませんけれども、やっぱり簡易トイレでも一つ置いていただきたいというふうに思うんです。ボランティアの方々が、ほんまに見草の浜見てもらったら美しいと思うんですけれども、かなり御苦労されておりますので、そういう面も踏まえて衛生面のことを一つお願いしたいと思います。

それから、もう一つは見草である某漁業組合がいわゆる浮漁礁を作っております。そのときも業者がやっぱり簡易トイレでも置けよというような要望をしたことはあるんですけども、現実的にはできておりません。そういうことも踏まえて、これは白浜町がするようになってないんやけれども漁業組合と話をして何とか解決の方法にもっていつてもらいたいと強く要望しておきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

ご指摘いただいた点につきましては、私どももこれまでも看板を設置するなり指定管理者と協議をしながら、どうしたらそこをトイレ代わりにされないように工夫はしてもらってきたんですけども、現実的にはやはりゴミを投棄されたりというふうな問題を生じているのは実情でございます。その辺りもう一度指定管理者のほうと協議をさせていただき、そして、浮漁礁の部分についてもどのような状態なのか、状態によっては結局そこで作業されている方がどこでトイレをされているのかということになってまいりますから、そのような場

合は安全衛生面をもう少し徹底してくれというふうなこともお話をしたいというふうに思っ
てございますので、よろしく申し上げます。

○議 長

ほかに、質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第 87 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第 9 議案第 88 号 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定に
ついて

○議 長

日程第 9 議案第 88 号 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定につい
てを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第 88 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第89号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第89号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第89号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

ここで先ほどの答弁漏れがございますので、答弁をさせます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外(建設課長)

先ほどすみませんでした、勉強不足で。確認してまいりましたところ、地上権の設定はございまして、個人が5名、区が1区というところで地上権の設定契約を結んでございます。

そして、今回の道路になるところにつきましては、既に話がついておりましてスムーズに事が進んでいくと思います。そして、一応これは地上権の設定に基づきまして、町が3、地権者が7という割合でのものとなっております。

以上です。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

これは、地上権の設定は7対3っていうこれはもう普通のとおりやねんけども、契約書はどないになったあるんかということが問題はないんですね。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外(建設課長)

ございません。

(11) 日程第11 議案第90号 白浜町国産材需要開発センター条例の一部を改正する
条例について

○議 長

それでは議案審議に戻ります。

日程第11 議案第90号 白浜町国産材需要開発センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第90号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第91号 白浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第91号 白浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第91号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第92号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第92号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 正木君

○5 番

これは、都市公園条例である程度縛りがあるというように浅学でありながら覚えておるんですけど、白良浜メインでブライダル写真、フォトショットっていうんですか、事前に撮影したいよと役場観光課へ言うて許可いただいて、そこで新郎新婦の写真撮ったりいろんなプロモーションすると思うんですけども、これはきちっと寺脇観光課長、観光課として100%網羅できてるんですか。きちっとグリッブ握られてるんですか。そこらどうですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外(観光課長)

ただいま、正木議員からご質問いただいたんですけども、これまでやはり無許可で白良浜であるとか千畳敷であるとかそういうところで撮影をしておったという業者も見受けられました。これについては、業者自体がそういった届出が必要だという認識がなかったという業者も確かにございます。そういうのを受けましてちょっと景観にはどうかと思っはおったんですけども、一応白良浜、千畳敷この辺りで撮影する場合は必ず許可が要りますというふうな簡単な看板の方も設置させていただきまして、設置の後、何社か問い合わせがございましてそういったことが分かってなかったというふうな形で、今後気をつけますというふうなお話も十分いただいております。ただ、すべて網羅できておるかというところにつきましては、業者もたくさんございましてこの付近だけではなくて、和歌山県内、大阪等々からも来られてるところもございましてその辺り情報等々入りましたら、我々出向いて行って許可をもらっているかと確認もさせていただいて、そういうことが分からない業者については指導のほうもさせていただいて今後気をつけてくださいという形で進めているところです。

○議 長

5番 正木君

○5 番

今1公園4、400円及び平米云々という表記ありますけども、先般テレビ放映であ

りましたブラタモリで、タモリさんですか、観光協会の藤田会長とPR相当されてたんですけども、ああいう場合はこちらがお金を払ってでもやってもらったらいと思うんです。私的なホテルとかそういう撮影っていうのかな、そういう部分についてはこういう条文の中で有料化したらこれは当然なことだと思います。ですが白浜のプラスになるようなそういう公共的な部分についてはじゃんじゃん使ってもらったら、私は反対にお金出してでもやってもらったらいと思いますよ。ですから、そこらのと今後の取組みちっと町長、メリハリして今度デジタルの部分で中央のほうで白浜町ピックアップされたとかこういうような先般言うてましたんでね、どうか一つPRしたってください。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番外（観光課長）

ただいまご質問ございました、テレビであるとかCMであるとかそういうのにつきましては、白浜町の観光PRには十分寄与させていただいておりますので、そういうのについては使用料のほうは徴収はしてございません。

○議 長

2番 楠本君

○2番

プロやなしに普通の写真愛好家が紀伊民報へしたら2,000円くれるらしいんですね。私も看板見てきました、千畳でね。これがその状态的に禁止になったら、ほんまに写真愛好家にとっては辛い部分があると思うんですよ。私の家にも2、3回電話くれた人もおります。これはもう決まりですと担当課の係から言われたということですけども、今後やはり円月島のいわゆる夕日が落ちるとことか千畳の夕日やとかそういう部分では、やっぱり写真愛好家は一番おいしいところやと思うやらよ。そういう部分でよ、何もかも禁止するっていうのもこの間全員協議会で説明もうた、私も説明に行ってきたんですけども何か渋々ちゅうような感じでした。そういう分については町としていかがですか。これはそれも一緒に含んであかんというふうになるんか、営利を目的とした、紀伊民報にしたらやで2,000円くれるっていうさかいによ、それでしたら営利を目的になるんかよ、そういう点も含めてちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番外（観光課長）

個人の趣味として撮影される部分につきましては許可も要りませんし、使用料もかかりません。今おっしゃったように紀伊民報に掲載したら2,000円とかそういうお話はあるんですけども、それは趣味として撮った分を紀伊民報へ掲載するというので、そこまで我々もその写真が必ず紀伊民報に掲載されるかという部分につきましては、そこはちょっと分からないところもあります。そういうのについては、特に紀伊民報に載せるんで撮っていいですかとかそういうのは町のほうにも特にお話は必要ないというふうに考えてございます。

それから、円月島につきましては都市公園外になりますので、あそこは全く観光課としては管理しているところと外れますのでご自由に撮っていただける。ただ、千畳敷、三段壁につきましてはここも都市公園内になりますので生業として業としてやられる場合は、やはり

うちのほうに申請をいただいて許可を出すという形になります。

本当に個人で楽しむ部分については、一切うちのほうも駄目とかそういうところはございませんのでよろしくお願いいたします。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第92号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第93号 白浜町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第93号 白浜町企業誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第93号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第96号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) 議定について

○議 長

日程第15 議案第96号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第96号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第97号 令和3年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第16 議案第97号 令和3年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第97号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第98号 令和3年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号) 議定について

○議 長

日程第17 議案第98号 令和3年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第98号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 11時00分 再開 11時11分)

○議 長

それでは、再開します。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は、明日12月22日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、11時12分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和3年12月21日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員